

弊社取扱いのフロン使用機器ご使用のお得意様へ

フロン排出抑制法による簡易点検・定期点検について

フロン法改正(2015年4月施行)により業務用冷凍空調機器(第一種特定製品)の所有者に管理適正化から「簡易点検」と一定規模以上は「定期点検」が義務付けられました。弊社取扱いの機器につきましても一部、対象となりますので運用について下記にご提示致します。
 ご不明の点がありましたら弊社の営業担当までお問い合わせください。

機器の所有者に求められる点検規制と弊社のサポート

	対象機器	圧縮機電動機 定格出力	点検頻度	点検者	英弘精機取扱い機器 Huber, Brook, HAAKE 恒温槽, チラー	点検対応	記録と保管
簡易点検	業務用冷凍空調機器 全ての機器		3カ月に 1回以上	点検者 資格規制なし	英弘精機取扱い機器全て (全ての第一種特定製品)	所有者での点検 (機器管理者) 目視確認による。	履歴の記録 と保存義務
定期点検	エアコン	7.5kW以上 50kW未満	3年に 1回以上	専門知識 を持つ 有資格者	弊社機器は非該当	所定の定期検査 弊社機器は非該当	履歴の記録 と保存義務
		50kW以上	1年に 1回以上				
	冷凍 冷蔵機器	7.5kW以上	1年に 1回以上		Huber機器の一部機種にて 7.5kW以上が該当 弊社営業までお問い合わせください。	直接法・間接法による。 弊社でお受け致します。 有償になります。	

《規制法資料から抜粋》

- 機器の所有者(管理者)は、今後、冷凍空調機器の適正な管理とフロン類の排出抑制に努めなければなりません。
 日常的な簡易点検は専門業者のアドバイスを受けながら所有者ご自身が行い定期点検は有資格者の専門業者に依頼して実施することが必要となります。
- 漏えいを発見した場合には、速やかな漏えい箇所の特定及び修理を実施
 フロン類の漏えいが見つかった際、修理をしないでフロン類を充填することの原則禁止
- 機器の点検・修理やフロン類の充填・回収等の機器整備に関する履歴の記録・保存義務
 適切な管理を行うため機器の整備については記録簿に履歴を記録し記録簿は機器を廃棄するまで保存しなければなりません。

《関連リンク先》

- ・環境省 オゾン層保護・フロン類対策 ⇒ フロン排出抑制法(平成27年4月施行)
https://www.env.go.jp/earth/ozone/cfc/law/kaisei_h27/index.html
- ・東京都環境局 フロン対策 ⇒ 改正フロン法(フロン排出抑制法) ⇒ 改正フロン法の施行
<http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/safety/cfc/law/kai-furonho.html>

弊社ではフロン類の充填回収業者登録を行っております。

冷媒の充填回収についてもご相談ください。「第一種フロン類充填回収業者登録 13104572 東京都」

ご不明な点は、お気軽にお問い合わせ下さい。

お問い合わせは
 物性・分析機器事業部 **03-3469-6715**

EKOホームページ
<http://www.eko.co.jp>